

当院を受診される患者様各位

社会医療法人熊谷総合病院
院長 中村 信一

初診時保険外併用療養費（選定療養費）の料金改定のお知らせ

この度、当院では 2020 年 5 月 7 日より、健康保険法等の規定に基づき、他の医療機関からの紹介状をお持ちでなく、受診された初診患者様にご負担いただいている初診時保険外併用療養費（選定療養費）を改定させて頂くこととなりました。

2020 年 5 月 7 日から： 初診時選定療養費 5,500 円（税込）

初診時選定療養費とは「初期の治療は地域の医院・診療所で行い、高度・専門医療は 200 床以上の病院で行う」という機能分担推進のため、厚生労働省により制定されている制度です。

ご負担の対象となる方

- はじめて当院を受診される方
- 受診が今までの診療と同一の病名、同一の症状であっても任意に診療を中止して半年以上経過した場合の方
- 当院を受診した事があっても、既にその病気が治癒した後に再び受診された場合、又は同じ病気で継続的に受診がなく、前回来院から期間が空いて医師が医学的に初診と判断した場合の方
- 当院を受診され、傷病が治癒もしくは終了し、その後、新たに発生した傷病のために受診した場合の方（最終来院日より 1 ヶ月以内でも、前回受診病名によって初診の取り扱いになる場合があります）

ご負担の不要な方

- 他院からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちいただいた方
- 緊急な診療を必要とされる方（救急車による搬送等）
- 今回の診療科は初めてだが、当院の別の診療科に通院されている方
- 公費負担医療の受給対象の方（精神保健法 / 生活保護法 / 更生医療 / 育成医療 / 特定疾患 / 小児慢性特定疾患 / 重度心身障害者医療 / 原爆医療 / 乳幼児医療 等）

当院は地域医療の中核を担う病院として、地域の「かかりつけ医」と連携し、紹介患者様の受け入れを推進することにより、病院と診療所の役割分担を進めております。今後も、入院治療、高度医療、救急医療の充実など、患者様への医療サービスの向上を図ってまいります。みなさまのご理解、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

当院ご受診の際には、是非、紹介状（診療情報提供書）をお持ちください。また、ご不明な点がございましたら、総合案内や各外来受付にお問い合わせください。